

災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県浄化槽協会（以下「乙」という。）は、地震等災害時における浄化槽の点検・復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鳥取県内において地震等災害が発生した場合における浄化槽の点検・復旧等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からの協力要請に基づいて、乙に第3条に定める業務（以下「協力業務」という。）の支援協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請することとし、後日書面を乙に送付する。

3 乙は、協力業務終了後、甲及び被災市町村に書面により実施した業務内容を報告する。

（協力業務）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、可能な範囲で乙の会員（以下「会員業者」という。）に対して協力を要請し、次の業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村における浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析
- (2) 浄化槽に関する県民相談の実施
- (3) 被災市町村が設置する避難所等防災拠点の浄化槽の復旧工事
- (4) 被災市町村が設置する避難所等防災拠点に対する会員業者保有の仮設トイレの提供

（経費負担）

第4条 前条の業務に要する経費は、第1号及び第2号については乙が負担し、第3号及び第4号については被災市町村が負担する。なお、被災市町村が負担する経費は災害発生前の通常の価格とし、その詳細はその都度、乙と被災市町村が協議して決定する。

（平常時の準備）

第5条 乙は、平常時においても、会員業者に対して、災害に備えた防災知識の普及や防災資材の調達等に努めるよう促すほか、この協定について理解と協力が得られるよう努力するものとする。

（損失補償）

第6条 第2条第1項に基づく要請により実施した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合等の損失補償については、原則被災市町村が補償することとし、その詳細はその都度、乙と被災市町村が協議して決定する。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する甲の連絡窓口は、生活環境部水・大気環境課とし、乙においては一般社団法人鳥取県浄化槽協会事務局とする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月11日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

平井伸治



乙 鳥取市松並町二丁目160番地
一般社団法人鳥取県浄化槽協会
会長

早瀬一美

